

第 3 7 回 農業委員会定例総会

開催日時	令和 8 年 6 月 2 4 日（水） 午後 1 時 3 3 分～午後 2 時 1 2 分
開催場所	佐川町役場 2 階大会議室
出席委員	農業委員 出席 7 名 3 番森田 有紀 4 番氏原 延 5 番田村 公史 6 番澤村 重隆 7 番横畠 悦子 8 番藤田 省三 9 番北添 正男 農地利用最適化推進委員 出席 1 2 名 田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 森 正彦 永田 和道 中村 修 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章 田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀
欠席委員	農業委員 欠席 1 名 2 番田村 和弘 農地利用最適化推進委員 欠席 1 名 邑田 昌平
事務局	事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子
日程	第 1 開会 第 2 議事録署名委員選任 第 3 報告 第 4 議事 第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件 第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件 第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件 第 4 号議案 非農地証明願に関する件 第 5 号議案 令和 7 年度最適化活動の点検・評価（案）に関する件

	第５ その他 第６ 閉会
会長	定刻になりましたので、これより第３７回農業委員会定例総会を開催します。 本日は農業委員の２番田村和弘委員、農地利用最適化推進委員の邑田昌平委員の２名から欠席の報告が入っています。 定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。 日程第２．議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、３番森田有紀委員と７番横畠悦子委員を指名します。 つづきまして、日程第３．報告に移ります。事務局より報告をお願いします。
藤本局長	それでは、日程第３．報告事項につづきまして、報告します。 報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につづきましては、２４日は、本日の定例総会となっています。 つづきまして、報告事項２．賃貸借解約届１件について報告します。 貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。 なお、解約事由は合意解約となっています。 つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届け出書１１件について報告します。 届出者や対象農地の詳細は議案書のとおりです。 届出事由は全て相続となっており、あっせん希望はありません。 以上で報告を終わります。

会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	質疑等がないようなので、これで報告を終わります。 つづきまして、第１号議案農地法第３条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第１号議案農地法第３条に関する件４件について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。 １番は売買による所有権移転、それ以外は贈与による所有権移転です。 また、１５以外は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、１２番について、確認委員さんの報告をお願いします。
味元推進委員	１２番について報告します。 申請地は虎杖野集落で、虎杖野公民館から北へ約２７０ｍの所にあります。現在は水田で水稻を栽培中で、許可後は露地で水稻を栽培予定です。 譲受人は、土佐山田から佐川に帰ってこられた看護師です。土佐山田では畑で野菜等を栽培してＪＡ等に出荷されていたようです。添付されている営農計画書でも複数年の営農を計画しています。 農作業の経験は十分にあり、土佐山田で使用していた農機具類は体調を崩して入院していた時に処分していますが、佐川では友人と共同利用を予定しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１２番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１２番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、１３番について、確認委員さんの報告をお願いします。
３番森田委員	１３番について報告します。申請地は山瀬集落で、山瀬公民館から南東へ約５００mの所にあります。現在は三段に分かれている段畑で草刈り前の状態で、許可後は露地でミカンや各種野菜を栽培する予定です。 譲受人は、ミカンなどを栽培する兼業農家です。添付されている営農計画書では譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 栽培に必要な農機具類は全て保有しており、労働力も十分に確保されています。農業技術や栽培に必要な従事日数、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１３番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１３番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、１４番について、確認委員さんの報告をお願いします。

森推進委員	１４番について報告します。申請地は薄木集落で、ＪＲ斗賀野駅から南南東へ約５００ｍの所にあります。現在は水稻、栗、野菜を栽培中で、許可後は水稻、栗、野菜を栽培予定です。 譲受人は、主に水稻、栗、野菜を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 栽培に必要な農機具類は保有しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１４番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１４番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、１５番について、確認委員さんからの報告をお願いします。
伊藤推進委員	１５番について報告します。申請地は中野集落で、中野公民館から北東へ約３００ｍの所にあります。現在は草刈りができた空き地で周りに花が植わっています。許可後は自家用の花を栽培する予定です。 譲受人は、主にダイダイを栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、借受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１５番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１５番につきましては、申請のとおり決定しました。つづきまして、第２号議案農地法第４条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第２号議案農地法第４条に関する件２件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、１番について、確認委員さんの報告をお願いします。
味元推進委員	１番について報告します。 申請地は虎杖野集落で、虎杖野公民館から北へ約９０ｍの所にあります。 申請地の周囲については、東側は農地、西側は農地、南側は宅地、北側は農地で、関係者の承諾は得ています。 一般基準については、确实性・被害防除・地域農業の３点全て、問題はありません。 また、排水計画については、申請地の東側の既存排水路から柳瀬川へ流す予定であり、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地南側の町道から確保できており、幅員や視界等進入路としての機能は十分であることから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第2号議案1番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、2番について、確認委員が私なので、報告させてもらいます。 申請地は本村西集落で、賀茂神社すぐ西の畑です。 申請地の周囲については、東側は町道、西側は申請者の畑、南側は山林、北側は町道で、関係者の承諾は必要ありません。 一般基準については、确实性・被害防除・地域農業の3点全て、問題はありません。 また、排水計画については、雨水のみであり、北側の町道側溝へ流す予定のため、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地北側の町道から確保できており、幅員や視界等進入路としての機能は十分であることから、許可相当と判断しました。 報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第2号議案2番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第3号農地法第5条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。

前田係長	第3号議案農地法第5条に関する件2件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 2件とも売買による所有権移転であり、土地代の坪単価は2番が約12.4万円、3番が約3,300円となります。 農地区分は2番については第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。3番については街区の中の宅地面積が40%を超えることから、第3種農地と判断しました。 また、2番は行政書士の百田将和さんが、3番は行政書士の宗石圭正さんが代理人となっています。 2番につきましては、申請地の地区を担当する委員が欠員のため、事務局で現地調査を行いました。 報告は以上です。
会長	それでは、事務局の報告をお願いします。
藤本局長	2番について報告します。 申請地は上郷集落で、上郷公民館から南西へ約40mの所にあります。 申請地の周囲については、東側は宅地、西側は宅地、南側は町道、北側は宅地で、関係者の承諾は隣接地に農地がないため、必要ありません。 一般基準については、確実性・被害防除・地域農業の3点全て、問題はありません。 また、排水計画については、申請地南側の新設排水路から町道側溝へ流す予定であり、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地南側の町道から確保できており、幅員や視界等進入路としての機能は十分あることから、許可相当と判断しました。

会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案２番につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案２番につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 つづきまして、３番について、確認委員が私なので、報告させていただきます。 申請地は弘岡集落で、加茂小学校の東、玉割川すぐ西の田です。 申請地の周囲については、東側は水路、西側は譲渡人の農地、南側は町道、北側は譲渡人の農地で、関係者の承諾は必要ありません。 一般基準については、確実性・被害防除・地域農業の３点全て、問題はありません。 また、排水計画については、申請地南側の拡幅予定の町道側溝から東側の玉割川へ流す予定であり、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地南側の県道から町道が新設される予定であり、幅員や視界等進入路としての機能は十分であることから、許可相当と判断しました。 報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案３番につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

会長	賛成全員。よって、第３号議案３番につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 つづきまして、第４号議案非農地証明願に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第４号議案非農地証明願に関する件３件について説明します。 申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、４番は行政書士の田中勇さんが、５番は大石真理子さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、４番について、確認委員さんの報告をお願いします。
田村宮幸推進委員	４番について報告します。申請地は荷稻集落で、老人ホームわかきの桜から北へ約２０ｍの所にあります。現在は雑種地となっています。 判断理由としては、耕作を放棄し、１０年以上が経過しており、多年生の雑草や低木が繁茂しており、農家が所有しているトラクター等の農機具では耕起できないと判断したためです。 佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条第３号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案４番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第４号議案４番は申請のとおり決定しました。

	つづきまして、５番について、確認委員さんの報告をお願いします。
田村 幸幸推進委員	５番について報告します。申請地は下山集落で、県道下山橋から東へ約１００mの所にあります。現在は宅地となっています。 判断理由としては、３７年以上前から宅地の一部として使用しており、現況は宅地と判断したためです。 佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条第５号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案５番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第４号議案５番は申請のとおり決定しました。 つづきまして、６番について、確認委員が私なので、報告させていただきます。 申請地は弘岡集落で、加茂小学校入口のから西側にあります。現在は耕作放棄地となっています。 判断理由としては、平成２５年頃より耕作がされておらず、現在は農作物を育てることは無理であると判断したためです。 佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条第３号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。 報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案６番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第４号議案６番は申請のとおり決定しました。 つづきまして、第５号議案令和７年度最適化活動の点検・評価（案）に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第５号議案につきましては、お手元にお配りの資料をご覧ください。 この点検・評価に際しては、７年度に立てた目標に対する実績をまとめたものです。各委員さんの担当地区ごとに、それぞれの目標面積や実績面積から算定したものにつきましては、６月末までに作成し、県に提出予定です。皆様にご確認いただいて、問題がなければ農業会議へと県へ提出し、町のホームページでも公表することになりますので、皆様のご意見をお聞かせください。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第５号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第５号議案につきましては、提案のとおり決定しました。 その他、特にないようなので、これで第３７回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の総会は組織会となり、７月２２日 水曜日 午後１時半から、佐川町役場２階大会議室で行います。 通常の定例総会は、７月２９日 水曜日 午後１時半からとなりますので、ご注意ください。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
